

## 財形住宅を非課税で活用されるお客さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご加入の財形住宅は「住宅取得」「増改築」に対して、税金の優遇措置がある商品です。

ただし、非課税の適用を受けるには[勤労者財産形成促進法に定められた条件](#)を満たし、[必要書類](#)を準備していただく必要があります。

以下の内容を読んでいただき、不明な点がございましたらお問い合わせください。

### ◆目的払出・解約【非課税】の条件

#### ●住宅取得①～⑥

#### ●増改築①～④、⑥、⑦

①	住宅の名義が契約者本人であること。（共有名義の場合、自己持分割合の費用が払出対象）
②	住宅の床面積が 50 m <sup>2</sup> 以上であること。
③	契約者本人の居住用住宅で、契約者が居住すること。
④	取得（工事）費用が 75 万円超であること。
⑤	中古住宅は築後経過年数が 20 年以内（耐火構造住宅の場合は 25 年以内）であること。
⑥	住宅取得日（工事終了日）から 1 年以内の請求であること。
⑦	増改築工事のうち居住部分の工事費用が全体の工事費用の 1/2 以上であること。

### ◆目的払出・解約【非課税】の必要書類

#### ●住宅取得①～③

#### ●増改築①～④

	書類名	確認内容
①	工事請負契約書 または 売買契約書 （いずれもコピー）	工事内容が適格払出の条件を満たしていること。
②	住宅の登記事項証明書の写し （コピー可）	物件の所有者（共有名義の場合は持分割合）、床面積要件、築後年数、所在地。
③	住民票の写し（コピー可）	契約者が該当住宅に居住していること。
④	確認済証 または 検査済証 または 増改築等工事証明書 （いずれもコピー可） ただし 75 万円超 100 万円以下の工事 については、施工業者による「増改築等 工事完了届」（原本のみ）でも可	工事内容が適格払出の対象であること。